

# 生活科学 センター だより

## テレビショッピングの トラブル

〔相談〕

早朝にテレビをつけたら、  
ジューサーを紹介していた。  
どんな野菜でも簡単にすりお  
ろしてジューサーになる様子を  
実演していた。多種の野菜を  
手軽にとれて健康にも良いと  
思い購入した。

商品が届き取扱説明書のと  
おりに使ったが、テレビの実  
演のように野菜をすりおろせ  
なかった。困って、記載のフ  
リーダイヤルに連絡したら  
「ただ今混み合っているため  
かけ直して下さい」と音声案  
内が流れ繋がらなかった。商  
品代金19800円は商品が  
届いてすぐに銀行に振込んだ。  
返品するので返金してほしい。  
(70歳代女性)

〔処理〕

商品を持参していただき確  
認をしたところ、相談者の苦  
情のとおり、野菜がすりおろ

ハイ！  
神崎郡消費生活  
中核センター  
相談員です



せませんでした。センターが  
介入し、業者の本社の連絡先  
に電話をかけ、相談者の苦情  
を伝えました。

業者からは、交換を提案さ  
れましたが、相談者が返品返  
金を希望されていると交渉し  
ました。

現金書留で返金後、着払い  
で返品することを提案し、業  
者の承諾を得ることができま  
した。

相談者に交渉結果を伝え、  
返品処理をしていただきました。

〔アドバイス〕

テレビショッピングは「通  
信販売」になります。消費者  
が販売業者と直接対面するこ  
となく、通信手段だけを利用  
して申込みを行うものです。

「通信販売」に該当するも  
のは、カタログショッピング  
(新聞広告・雑誌広告・投げ  
込みチラシ・ダイレクトメー  
ル等の紙ベースの広告)ラジ

オショッピング、ネットショ  
ッピング(インターネット上  
のホームページ・オークショ  
ンサイト・勧誘メール等の電  
子画面等による広告)など、  
さまざまなものがあります。  
これらの広告を見て消費者  
が申し込むため、不意打ち性  
のない取引として、クーリン  
グ・オフ制度(無条件解約)  
の適用がありません。

「通信販売」には返品特約

があります。返品を認める  
か認めないか、返品期間や返  
品費用等は業者に委ねられて  
います。そのため、返品送料  
は消費者負担が原則で、返品

不可をうたっている業者も存  
在します。

テレビショッピングでは、  
番組内で返品の可否や取引条  
件を正確に把握できないほか  
商品の利点ばかりを強調し紹  
介する傾向があるため、テレ  
ビの印象と違う等がトラブル  
の原因となっています。

テレビショッピングを利用  
する際は、次のことに注意し  
ましょう

\* 申し込む前に、商品の特性  
や使用上の制限、返品特約  
について確認しましょう。  
\* 注文の際に、販売業者の住  
所や電話番号、注文日、商

品名、金額、届く時期等の  
記録を残しておきましょう。  
商品が届いたら、直ちに商  
品を確認し、不具合があつ  
た場合はセンターにご相談く  
ださい。

消費生活の相談や問い合  
わせ、苦情は、神崎郡消  
費生活中核センターへ  
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料  
相談日時 火/金曜日  
9時~16時

(月曜日は休館日)

## 食育通信

~みんなで食育を実践しよう~

福崎町内の幼児  
園、小学校では、  
さまざまな農業体  
験を行っています。

春は特産もち麦  
の刈り取りや、さ  
つまいもの苗さし、  
田植えなどがあり、  
みんな元気いっぱい取り組みました。

秋にはさつまいも掘りや稲刈りが待っています。

このような経験を通じて食べ物について改めて考  
え、「生産から食卓まで」の食べ物の循環、大切さ  
を学んでくれることを期待しています。



## 仮設トイレのくみ取り料金が 10月1日から変更になります

仮設トイレのくみ取り料金が、平成29年10月1日から変更になります。

工事・建築現場や、村の祭りなどの行事で使用する仮設トイレについては、下記のとおり、くみ取り量に関わらず定額となります。

1基あたり	中間くみ取り	2,000円
	最終くみ取り (撤去時)	3,000円

(住民生活課)

## くれさかクリーンセンターへの 直接持ち込みごみ 搬入方法変更のお知らせ

平成29年10月1日から、くれさかクリーンセンターへごみ類を直接持ち込むときの搬入方法が変更となります。

### 1. 一般家庭から出た生活系ごみ

事前に住民生活課で申請が必要です。

無料で搬入するためには「処理手数料減免申請書」が必要です。事前に印鑑を持って住民生活課までお越しください。

注意！

減免申請書がない場合、くれさかクリーンセンターへの直接搬入は有料となります。

### 2. 個人で行った家屋解体に伴うごみ

事前に住民生活課で申請が必要です。

「一般廃棄物処理申出書」と「処理手数料減免申請書」が必要です。事前に印鑑を持って住民生活課までお越しください。

### 3. 剪定くず

手続きは不要です。

10kgあたり100円で搬入できます。

### 4. 事業活動に伴うごみ

手続きは不要です。

10kgあたり100円で搬入できます。

問い合わせ先 住民生活課 (内線372・373)

## 春の防犯キャンペーン実施

### 振り込め詐欺・空き巣に注意！

5月29日(月)にボンマルシェ福崎店で、福崎町防犯指導委員会主催による「春の防犯キャンペーン」を、福崎警察署と福崎防犯協会の協力を得て実施しました。

現在、振り込め詐欺や空き巣などが多発しています。防犯意識を高め、みんなが注意し合い、犯罪のない明るい福崎町にしましょう。

(住民生活課)



## ~ 安定した給水確保のために ~ 水道技術講習会を実施

6月12日(月)、水道週間の取り組みとして、第2体育館で管工事業協同組合主催の技術講習会が開催され、上下水道課職員と水道技術関係者が参加しました。

講習会では、多くの水道本管で使用されている耐震性铸铁管の接合実習の他、安全講習ビデオによる危機意識の向上を図りました。

今後発生が予想される大規模災害においても、安心安全な水を絶やすことなく供給できるよう、知識と技術の向上に励んでいきます。(上下水道課)



# 70歳以上のみなさんへ 高額療養費の上限額が変わります

8月から70歳以上の方の高額療養費の上限額が次のとおり変更になります。  
高額療養費は、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に上限額を超えて支払った分を払い戻す制度で、上限額

は個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。  
適用区分は被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証などで確認いただけます。詳しくはご加入の健康保険にお問い合わせください。

## 70歳以上の方の上限額（月ごと）

適用区分		平成29年7月まで		平成29年8月から	
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% 多数回44,400円 2	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% 多数回44,400円 2
	一般	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 多数回44,400円 2
住民税非課税	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	15,000円	

- 1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
- 2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

【問い合わせ先 健康福祉課 国保医療係(内線355)】

## 国民健康保険のお知らせ

### 70歳〜74歳の方に 新しい高齢受給者証を送付します

7月下旬に国民健康保険に加入の70歳〜74歳の方に高齢受給者証を送付します。

高齢受給者証を保険証とあわせて医療機関に提示することで、昭和19年4月1日以前生まれの方は一部負担額が1割、昭和19年4月2日以降生まれの方は2割（現役並み所得の方は3割）になります。このたび郵送する証は平成28年中の所得等により算出した一部負担割合を記載しています。8月1日から使用できますので医療機関にかかるときは窓口で保険証とあわせてご提示ください。

**新たに70歳になられた方へ**  
高齢受給者証は誕生日の翌月からの使用となります。（各月1日が誕生日の方は誕生日から）使用が可能となる月の前月下旬に該当の方に送付します。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」が必要の方は必ず申請をお願いします。

8月から新しく平成28年中の所得等で算出する認定証が発行できます。入院または高

額になる外来診療の際に、この証と保険証を同時に医療機関に提示することで、1つの医療機関等において1か月の保険内診療分にかかる自己負担が限度額までになります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」

交付対象者 75歳未満の住民税非課税世帯の方

この証を医療機関に提示すると入院時の食事代も減額されます。証の発効期日（申請月の1日）から食事代が減額になりますので申請はお早めにお願います。

「限度額適用認定証」

交付対象者 70歳未満の住民税課税世帯の方

70歳〜74歳の方は住民税非課税世帯の方のみ交付対象となります。申請は8月1日以降にお願いします。

申請に必要なもの  
・認定証を必要とされる方の国民健康保険被保険者証  
・印鑑

保険税に滞納のある方はこの制度を利用できません。納税相談はお早めに！



申請はお済みですか

## 臨時福祉給付金（経済対策分）

申請の受付は8月31日(木)までです。

## 保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率は2年ごとに見直されます。7月中旬に「平成29年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付しますのをご確認ください。

### 保険料の支払方法

年金からのお支払い

#### 【特別徴収】

特に手続きの必要はありません。

申し出により口座振替による支払いに変更することができます。ご希望の方は、税務課までご連絡ください。

口座振替や納付書でのお支払い

#### 【普通徴収】

お支払い  
年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方が対象です。原則、7月から翌年3月まで、毎月月末を納期限として、9期に分けてお支払いください。



### 保険料の計算方法

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

均等割額 48,297円	+	所得割額 (平成28年中(1~12月)の 総所得金額等( ) - 33万円) × 10.17%	=	平成29年度保険料額 (最高限度額57万円)
-----------------	---	--	---	---------------------------

総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません)

## 新しい被保険者証を送付します

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に簡易書留で新しい被保険者証を送付します。8月1日からは新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがありますので、納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成28年中の所得により算出された平成29年度の住民税課税所得と平成28年中の収入額(1月から7月までは平成27年)をもとに計算しています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税の方は認定証を提示することで、医療機関ごとに1か月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に

応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます。(柔道整復鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く。)

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい減額認定証を被保険者証といっしょに送付します。

世帯員全員が住民税非課税の方で減額認定証の申請をされていない場合は、健康福祉課に申請してください。

- ・ 申請に必要なもの
- ・ 必要とされる方の保険証
- ・ 印鑑
- ・ 来られる方の身分証

- ・ 問い合わせ先
- ・ 資格に関すること
- 健康福祉課 内線 355
- ・ 356・379
- ・ 保険料に関すること
- 税務課(内線 342)

- ・ 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター)
- ☎ 078-326-2021

## まちづくりに役立つ サマージャンボ宝くじ

サマージャンボ宝くじの収益金は、県内市町のより良いまちづくりに活用されています。

収益金は各都道府県の販売実績などに応じて交付されますので、ぜひ兵庫県内の宝くじ売り場でお買い求めください。

7月18日(火) 発売

発売期間 7月18日(火)~8月10日(木)

抽せん日 8月20日(日)

問い合わせ先 (公財)兵庫県市町村振興協会

☎078(322)1151



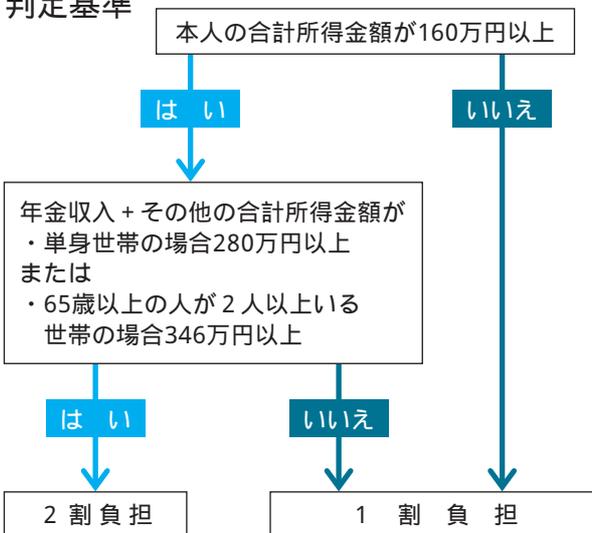
新しい負担割合証を送付します

現在お持ちの介護保険負担割合証(白色)の有効期限は7月31日です。平成29年度の所得判定後、8月1日から翌年の7月31日まで有効の負担割合証を7月下旬に郵送します。介護保険のサービスを利用する際に、事業所に提出してください。

また、旧負担割合証は有効期限終了後に健康福祉課へ返却してください。返信用封筒を同封していただきますのでご利用ください。

また、旧負担割合証は有効期限終了後に健康福祉課へ返却してください。返信用封筒を同封していただきますのでご利用ください。

判定基準



利用者の負担額には、1か月の上限額(高額介護サービス費)があるため、自己負担がすべて2倍になるわけではありません。

見本

注意事項		介護保険負担割合証	
1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。		交付年月日 年 月 日	
2. 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に出してください。		被 保 者 姓 名	
3. 介護サービスに要した費用のうち、「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありせん。)		住 所	
4. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちに、この証を市町村に返してください。		フリガナ	
5. この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。		氏 名	
6. 不正にこの証を使用した者は、罰法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。		生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女	
		利用者負担の割合	
		有効期日 平成 年 月 日	
		有効期日 平成 年 月 日	
		保険者番号並びに保険者の名称及び印	

高額介護サービス費の上限額が変わります

高齢化が進み介護費用や保険料が増大するなか、サービスを利用している方と利用していない方との公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、平成29年8月から負担の上限が次のとおり変わります。ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の65歳以上の方全員(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間を通じた負担額が増えないよう調整されます。(3年間の時限措置)

月々の負担の上限額

対象となる方	平成29年7月まで	平成29年8月から
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)	44,400円(世帯)【見直し】 同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額446,400円(37,200円×12ヶ月)を設定(3年間の時限措置)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)	15,000円(個人)

「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指します。

「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

「夏の交通事故防止運動」

7月15日(土)~24日(月)

夏はレジャーなどにより、交通の流れ、交通量が変化し、事故が起こりやすい季節です。交通事故にあわないよう十分に注意し、交通规则を守り正しい交通マナーの実践を心がけましょう。

飲酒運転は絶対にしないでください。

全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用してください。

夕暮れ時に自動車・自転車を利用する場合は、早めのライト点灯を心がけ、歩行者は反射材などを身につけてください。

運転中に携帯電話を使用しないでください。

## 障がいのある方対象 NHK放送受信料の免除

免除基準に該当する場合は、NHK放送受信料の免除が受けられます。

### 【全額免除】

障害者手帳所持者を含む、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税の場合

### 【半額免除】

次の方が世帯主の場合

視覚または聴覚の障害者手帳所持者  
重度障害者

- ・身体障害者手帳(1級または2級)所持者
- ・療育手帳(A)所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者

問い合わせ先 健康福祉課(内線365)

## 障がい者等の日常生活用具給付事業 対象品目追加のお知らせ

在宅の障がい者(児)の日常生活の利便を図るため給付する日常生活用具の給付品目を追加しました。

なお、支給には一定の要件がありますので、購入する前に事前にご相談のうえ申請してください。

### 【新規追加項目】

視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ

性能 テレビ音声及びAM・FM放送を受信する機能を有し、かつ災害時の緊急放送を受信するもので、視覚障害者(児)が容易に使用できるもの

基準額 29,000円

対象者 1、2級の視覚障害者(児)  
(原則として学齢児以上)

耐用年数 6年

問い合わせ先 健康福祉課(内線353)

地域包括ケアシステム構築を目指して平成28年度から開始

## 地域支え合い会議

～今、そして将来にわたり、誰もが安心して暮らせる福崎町に～

### 地域支え合い会議とは？

少子高齢社会といわれて久しく、2015年では男性の平均寿命は80.79歳、女性は87.07歳となりました。さらに2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になると言われています。しかし、少子化により、2050年には「1人の高齢者」を支える「若い世代は1人」になるといわれ、介護の担い手として若い人に頼ることは難しく、元気な高齢者も支え手となるような仕組みづくりが求められます。

そこで、現在だけでなく、次世代わたって誰もが安心して住みなれた場所で暮らせるよう、地域の支え合い体制づくりに自治会、福崎町、社会福祉協議会が共に取り組むのが“地域支え合い会議”です。2年目となる平成29年度は、自立支援に向けての体制づくりに取り組みます。

### 平成28年度 地域支え合い会議のご報告

地域の支え合いで大切なのは、向こう三軒両隣のお付き合いです。この体制を作るために、まずは災害が発生したときに自分だけでは避難行動を起こしにくい方に、3人の地域支援者を決める「災害時要援護者登録台帳」の整備を進めています。

\*「災害時要援護者登録台帳」の整備は、自治会の取り組みとして行っていただきました。

\*個人情報は、究極の権利利益である「生命や身体の安全」を守るために、その重要性を十分認識し、適切に取り扱うことで見守り活動を効果的に推進することが重要です。

### 地域支え合い体制づくりに向けて

災害時の声かけなどの支援や日常的な見守り等を希望される場合

自治会の民生委員児童委員・隣保長・協議員等にご相談ください。「災害時要援護者登録台帳」の登録には、支援に必要な個人情報を必要最小限記入していただきます。

あなたも要援護者を支える“地域支援者”に！

各地域支援者には若い人でなくてもなれます。日中は若い人は留守のことが多く、「避難しよう」の声かけは高齢者でも可能です。お互いが支援者であり要援護者であることも考えられます。

民生委員児童委員・自治会役員等から依頼がありましたら、地域支え合い体制づくりの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。